

山形市の給与・定員管理等について(平成31年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

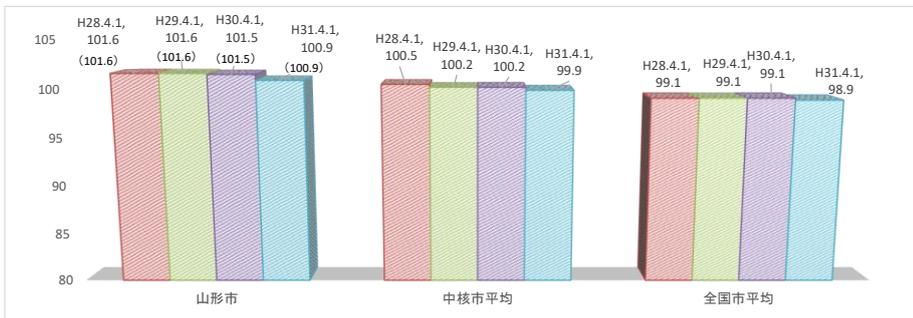
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支 B	人件費 B/A	人件費率(参考) B/A	29年度の人件費率
30年度	人 245,569	千円 97,391,917	千円 1,508,087	千円 13,660,993	% 14.0	% 14.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
30年度	1,552	6,120,955	1,317,202	2,388,794	9,826,951	6,332	千円 6,405

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。  
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均としたものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と本市の職員構成や行政職給料表の違い等の理由により、平成31年4月1日のラスパイレス指数が100を上回っているが、今後も、人事院、県人事委員会勧告を考慮し、国や県、他市との均衡を図りながら、給与の適正化に取り組んでいく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]  
実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 山形県人事委員会勧告に準拠して給料表を改定。国の給与制度の総合的見直しとして勧告した俸給表に準じたうえで、県内民間の給与水準との均衡を踏まえた一定の率を乗じた額とした。(平均見直し率0.2%) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障))を実施。

②地域手当の見直し  
実施内容  
国基準0%(非支給地域)に対して、山形市においても国基準どおり0%としている。

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4月1日時点	遷及改定後				
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
山形市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容  
管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

- ① 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- ② 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5~4%減額。
- ③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(行政職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料、期末手当及び勤勉手当を1.5%減額。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山形市	41.3 歳	323,900 円	430,850 円	352,221 円
山形県	44.0 歳	339,200 円	420,300 円	367,200 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
中核市	41.8 歳	319,221 円	414,070 円	364,521 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山形市	50.8 歳	141 人	357,100 円	396,186 円	373,194 円	—	—	—	—
うち用務員	51.6 歳	83 人	360,600 円	405,017 円	375,903 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.91
うち清掃職員	48.5 歳	6 人	336,900 円	351,750 円	347,800 円	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	1.19
山形県	50.7 歳	486 人	337,600 円	379,900 円	356,400 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
中核市	49.8 歳	215 人	329,746 円	399,082 円	362,456 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山形市	—	—	—
うち用務員	6,589,204 円	2,883,400 円	2.29
うち清掃職員	6,051,800 円	4,102,900 円	1.48

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28～30年の3年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山形市	49.4 歳	419,400 円	462,955 円
山形県	46.7 歳	393,400 円	438,200 円
中核市	46.6 歳	387,978 円	456,095 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居住手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	山形市	山形県	国	
一般行政職	大 学 卒	183,600 円	183,600 円	180,700 円
	高 校 卒	150,800 円	150,800 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,200 円	146,200 円	—
	中 学 卒	132,200 円	134,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

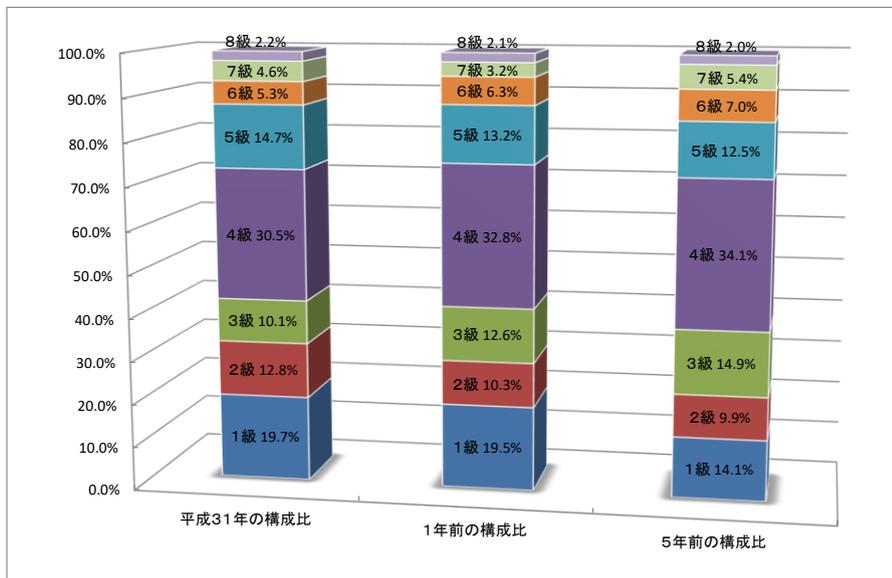
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	246,700 円	368,662 円	389,825 円	417,243 円
	高 校 卒	217,422 円	299,550 円	367,478 円	380,420 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	295,122 円	341,132 円	358,037 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒	351,260 円	411,753 円	429,000 円	456,987 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

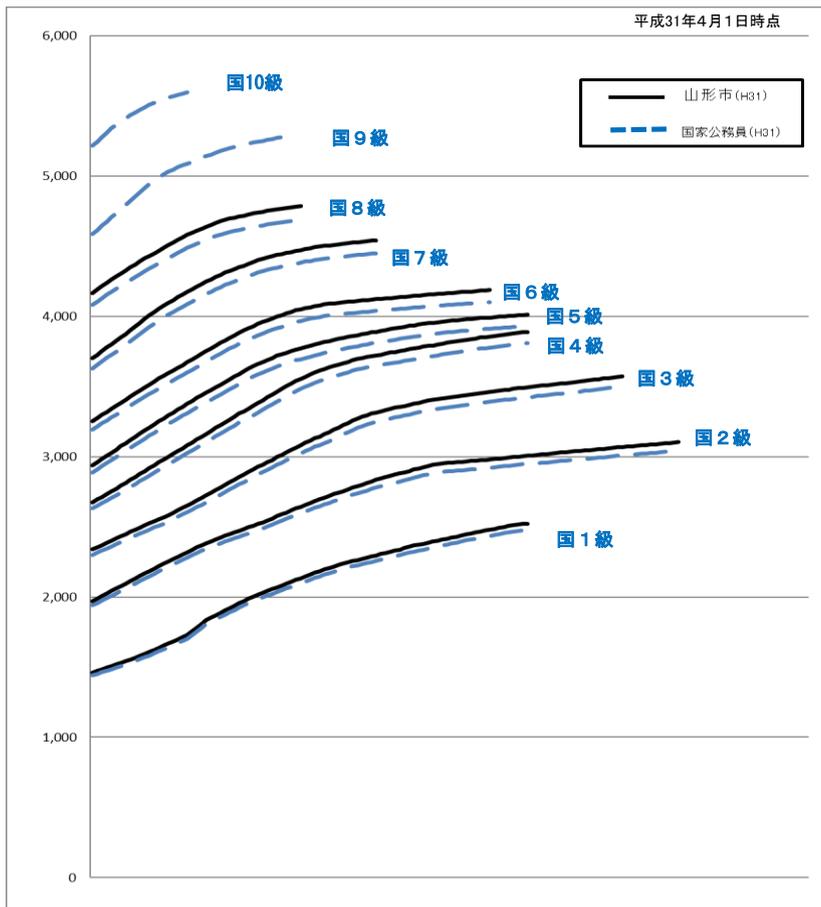
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	177人	19.7%	146,200円	252,300円
2 級	主任	115人	12.8%	197,100円	310,300円
3 級	主査	91人	10.1%	233,900円	357,200円
4 級	主幹	274人	30.5%	267,500円	388,900円
5 級	課長補佐	132人	14.7%	294,000円	401,100円
6 級	課長	48人	5.3%	325,200円	418,600円
7 級	次長	41人	4.6%	370,100円	454,100円
8 級	部長	20人	2.2%	416,600円	478,400円

(注)1 山形市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(山形市)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している。	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	○	△	○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

山形市	山形県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 普通会計ほか 1,562 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,713 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)1 普通会計ほかとは、普通会計に病院事業会計・水道事業会計・公共下水道事業会計を除いた

国民健康保険事業会計等全ての特別会計を含めたものである。

2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(山形市)

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

山形市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	一般職員 13,167 千円		1人当たり平均支給額	—	

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 一般職員とは、教育職員を除いた全ての職員である。

##### (3) 地域手当

##### (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		普通会計ほか 4,157 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		普通会計ほか 831,490 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	3 人	20 %
山形市	0 %	1,663 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	普通会計ほか 26,127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	普通会計ほか 69,672 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	普通会計ほか 22.5 %
手当の種類(手当数)	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、 財産の差押業務等	341 千円	日額400円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	8 千円	1件4,000円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の規定による 指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅 を訪問しての指導監督業務 等	9 千円	日額500円
防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救 護業務又は感染症の病原 体に汚染された物件の処理 業務	2 千円	日額290円
ごみ及びし尿直接接処理 業務手当	左記の業務の従事者	①ごみ及びし尿に直接身体 的接触を伴う業務 ②家畜の畜舎内における牛 又は豚の伝染病の予防接種 の補助業務	444 千円	日額400円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条 の表に掲げる大型特殊自動 車及び小型特殊自動車(道 路整備用特殊自動車等)の 運転業務	328 千円	日額260円
消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする 消防職員	深夜の通信及び受付業務	13,595 千円	1勤務400～600円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操 作業務	116 千円	1勤務200円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の 高所で消防活動又は保守 営繕活動等の業務	175 千円	日額又は1勤務200～300円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪 業務	95 千円	1勤務1,500円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する職員	正規の勤務時間として深夜 勤務	0 千円	1勤務600円
消防感染危険手当	消防職員で 左記の業務に従事した職員	救急、火災防衛及び救助の ため出勤し、当該業務に従 事した際の死体、出血者及 び感染症感染者の措置業 務	482 千円	1勤務200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
公衆衛生医師手当	医師で左記の業務の従事者	公衆衛生業務	2,130 千円	月額215,000円を超えない範囲内で規則で定める額
野犬捕獲作業等手当	左記の業務の従事者	狂犬病予防法の規定も基づき野犬を捕獲し、又は処分する業務	0 千円	日額360円
精神福祉業務手当	左記の業務の従事者	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)第27条第1項及び第2項の規定による調査業務 (2) 法第27条第3項の規定により精神保健指定医の診察に立ち会う業務 (3) 法第27条第1項及び第2項の規定による診察のため移送業務並びに法第29条の2の2第1項の規定による精神障がい者の移送業務 (4) 法第34条第1項及び第3項の規定による診察業務に立ち会う業務並びに同条第1項から第3項までの規定による精神障がい者の移送業務 (5) 法第47条第1項の規定による相談及び指導業務で規則で定めるもの	0 千円	日額290円
環境保全業務手当	左記の業務の従事者	(1) 工場又は事務所への立会検査に伴うばい煙、排水、残滓、悪臭又は有害物質の調査業務 (2) 公共用水域における水質保全のために行う水中又は船上における水又は水底の汚泥の採取業務 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条第1項の規定による検査(帳簿書類の検査を除く。)若しくは収去又は相当量の廃棄物が放置されている場所における当該廃棄物の性状等の調査若しくは当該場所の現状回復業務 (4) 維持管理が不適正な浄化槽を実地に検査する業務	5 千円	日額230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	普通会計ほか 558,336 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	普通会計ほか 376 千円
支給実績(29年度決算)	普通会計ほか 530,621 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	普通会計ほか 361 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
管理職手当	部長 82,200円～117,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	異なる	<b>国の制度</b> 俸給の特別調整額として支給 (46,300円～139,300円)	普通会計ほか 111,498 千円	671,672 円
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円  ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ		普通会計ほか 188,496 千円	235,326 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額27,000円	同じ		普通会計ほか 96,062 千円	258,927 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	異なる	<b>国の制度</b> 自動車等 通勤距離に応じて 月額2,000円～31,600円	普通会計ほか 125,034 千円	80,980 円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年始等の正規の勤務時間に勤務した時間1時間あたり給与の100分の135	同じ		普通会計ほか 97,985 千円	136,090 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間あたりの給与の100分の25	同じ		普通会計ほか 22,554 千円	100,686 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職(医師等)に新たに採用された職員に対し定額(月額)(月額最高368,800円)	同じ		普通会計ほか 3,614 千円	301,175 円
単身赴任手当	月額 基礎額30,000円+距離に応じ加算(最高70,000円)	同じ		普通会計ほか 1,104 千円	220,800 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額(最高12,000円)	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ		普通会計ほか 102,832 千円	64,110 円
義務教育等教員特別手当	教育職員及び教育委員会に勤務する指導主事に対し月額定額(月額最高11,700円)			普通会計ほか 5,848 千円	66,457 円
災害派遣手当	災害復旧等のため、災害対策基本法等に基づき国等から派遣された職員に対し月額定額(月額最高6,620円)			0 千円	0 円

5. 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

給料	区分	給料	月額	
			額	等
給料	市長	1,066,000 円	〔参考〕中核市における最高/最低額 1,180,000 円/ 722,400 円	
	副市長	843,000 円	974,000 円/	717,600 円
報酬	議長	740,000 円	827,000 円/	584,000 円
	副議長	690,000 円	748,000 円/	504,000 円
	議員	640,000 円	700,000 円/	475,000 円
期末手当	市長	(30年度支給割合)		
	副市長	3.15 月分		
退職手当	議長	(30年度支給割合)		
	副議長 議員	3.30 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.5106	2,613万円	任期ごと
	備考	給料月額×在職月数×0.3404	1,377万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給額に基づき、1期(4年48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

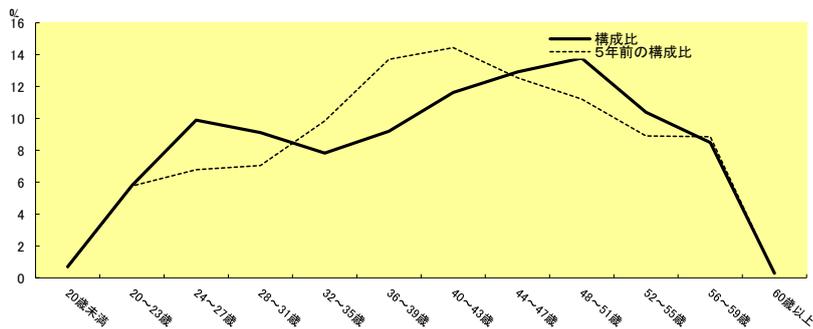
(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成31年			
普 通 会 計 部 門	議会	16	16	0	
	総務	226	220	△ 6	中核市移行準備業務の減、厚労省派遣終了の減
	税務	108	107	△ 1	育児休業職員代替正職員引揚げ
	民生	257	269	12	中核市業務の増、ケースワーク業務の増
	衛生	124	155	31	保健所・食肉衛生検査所の設置による増、中核市業務の増
	労働	3	3	0	
	農林水産	64	64	0	
	商工	40	42	2	民間金融機関派遣終了による減、東京事務所新設に伴う増、東北絆まつり開催準備業務の増
	土木	181	185	4	組織体制の見直しによる増、住生活基本計画策定業務の増、リフォーム総合支援事業の増
	計	1,019	1,061	42	<H30 参考> 人口1万人当たり職員数 43.21 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 45.08 人)
	教育部門	277	274	△ 3	組織体制の見直しによる減、中核市業務の増、東京五輪等事前合宿調整業務・環境整備業務の増
	消防部門	256	260	4	消防体制の強化による増
	小 計	1,552	1,595	43	<H30 参考> 人口1万人当たり職員数 64.95 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 62.49 人)
公 営 企 業 業 計 等 部 門	病院	584	578	△ 6	欠員不補充
	水道	129	127	△ 2	業務委託の拡充による減
	下水道	46	45	△ 1	業務委託の拡充による減
	その他	71	71	0	
	小 計	830	821	△ 9	
合 計	2,382	2,416	34	<H30 参考> 人口1万人当たり職員数 98.38 人	
	[ 2,463 ]	[ 2,481 ]	[ 0 ]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(一部事務組合に属する職員を除く。)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	17	140	239	220	189	222	281	312	333	251	205	7	2,416

**(3) 職員数の推移**

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,014	970	979	1,009	1,019	1,061	47	(1.0%)
教育	259	282	282	274	277	274	15	(1.1%)
消防	239	240	247	253	256	260	21	(8.9%)
普通会計	1,512	1,492	1,508	1,536	1,552	1,595	83	(2.2%)
公営企業等会計	816	815	825	822	830	821	5	(1.7%)
総合計	2,328	2,307	2,333	2,358	2,382	2,416	88	(2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 5,231,072	千円 890,573	千円 820,512	% 15.7%	% 16.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A		(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円	
30年度	人 132	千円 553,499	千円 95,720	千円 219,892	千円 869,111	千円 6,584		千円 6,181

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。  
3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- ① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。  
② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。  
③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
山 形 市	45.5 歳	368,957 円	560,673 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(水道事業)		山形市(普通会計ほか)	
1人当たり平均支給額(30年度)	1,673 千円	1人当たり平均支給額(30年度)	1,562 千円
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分	期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(31年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	15,845 千円		1人当たり平均支給額	13,167 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山形市	0 %	133 人	0 %

エ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	142 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	59,167 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	18.0 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	116 千円	日額580円
液体空気取扱手当	左記業務の従事者	液体空気を使用した修理等の業務	3 千円	1件160円
トンネル内巡視手当	左記業務の従事者	面白山トンネル内の巡視業務	23 千円	1回3,320円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	23,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	190 千円
支給実績(29年度決算)	24,427 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	197 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円  ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	22,132 千円	280,152 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度月額27,000円	同じ	—	4,867 千円	304,188 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820～25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,000～24,500円	18,725 千円	156,042 円
管理職手当	部長 82,200円～117,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	同じ	—	8,513 千円	851,300 円
宿直手当	職直勤務勤務1回につき、4,200円に勤務状況に応じて別に定める額を加算した額。(勤務宿直勤務1回につき12,000円)	異なる	一般行政職の制度 宿直勤務1回につき 定額(4,200円)に 勤務状況に応じて 加算した額(12,000円)	8,833 千円	276,031 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額(最高部長級12,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ	—	9,155 千円	71,523 円

(注)平成20年12月15日をもって上下水道施設管理センターの宿直を民間委託したことに伴い、日直手当は廃止となり、見崎浄水場(現水運用センター)の宿直のみとなった。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
30年度	千円 11,792,832	千円 -55,796	千円 6,309,813	% 53.5%	% 52.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 566	千円 2,239,135	千円 2,200,144	千円 985,192	千円 5,424,471	千円 9,584	千円 6,906

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。  
3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- 平成22年12月から平成30年3月までの間、医療職給料表(1)以外の適用を受ける55歳を超える職員(病院事業行政職給料表4級以下、医療職給料表(2)6級以下、医療職給料表(3)5級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

	平均年齢	基本給	平均月収額
山形市(全職員)	39.4 歳	336,031 円	451,337 円
団体平均(全職員)	40.6 歳	326,543 円	573,451 円
うち 医師	山形市	46.4 歳	508,470 円
	団体平均	45.0 歳	570,145 円
うち 看護師	山形市	38.8 歳	312,629 円
	団体平均	39.5 歳	294,102 円
うち 事務 職員	山形市	42.7 歳	337,203 円
	団体平均	42.9 歳	322,930 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(病院事業)		山形市(普通会計ほか)	
1人当たり平均支給額(30年度)	1,740 千円	1人当たり平均支給額(30年度)	1,562 千円
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分	期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(31年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	9,747 千円		1人当たり平均支給額	13,167 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		67,039 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		1,031,370 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16 %	65 人	0 %
山形市	0 %	501 人	0 %

エ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		233,920 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		501,974 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		82.3 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	済生館に勤務する医師及び歯科医師	医師の業務(役職(館長、副館長)及び医師免許取得後の経歴年数に基づく。)	132,806 千円	月額45,000～367,700円
感染症作業手当	左記業務の看護職等	感染症患者の病室における患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染された(疑いのある)物件の処理業務等	3,714 千円	日額200円
放射線照射介助業務手当	左記業務の看護職等	専ら照射室内において照射中に1時間を超える患者の介助業務	677 千円	日額200円
救急待機手当	休日に自宅待機命令を受けた看護職等	救急手術、内視鏡、心カテ等の業務における休日の自宅待機	3,227 千円	1回2,200円
夜間看護等手当	済生館に勤務する看護師、医療技術職員	正規の勤務時間として深夜に行われる看護業務等	93,438 千円	1回620～3,550円
解剖等手当	済生館に勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助等の業務	57 千円	1回3,400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	386,090 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	722 千円
支給実績(29年度決算)	380,889 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	723 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
管理職手当	部長 77,400円 次長 76,239円～77,400円 課長 51,900円～76,700円	同じ	—	21,988 千円	709,290 円
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	46,389 千円	242,874 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度月額27,000円	同じ	—	43,576 千円	272,350 円
通勤手当	交通機関利用 限度月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	同じ	—	39,765 千円	92,048 円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年始等の正規の勤務時間に勤務した時間1時間あたり給与の100分の135	同じ	—	29,297 千円	61,162 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間あたりの給与の100分の25	同じ	—	51,778 千円	130,095 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき支給区分に応じた額(1回あたり最高医師等20,000円)	同じ	—	32,742 千円	238,992 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職(医師等)に新たに採用された職員に対し定額(月額)(月額最高366,700円)	同じ	—	201,258 千円	3,096,430 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ	—	31,734 千円	56,067 円

(3) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 8,023,651	千円 91,528	千円 288,599	% 3.6%	% 3.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 46	千円 196,596	千円 24,416	千円 79,491	千円 300,503	千円 6,533	千円 6,113

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。  
3 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- 平成21年4月1日に組織統合により、地方公営企業法の適用を受けることとなったため、組織統合前の決算値については未記載。
- 平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- 平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山形市	45.4 歳	370,172 円	544,388 円
団体平均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(公共下水道事業)		山形市(普通会計ほか)	
1人当たり平均支給額(30年度)	1,728 千円	1人当たり平均支給額(30年度)	1,562 千円
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分	期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(31年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	13,167 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山形市	0 %	46 人	0 %

エ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	50 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	10,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	10.9 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	50 千円	日額580円
し尿直接処理業務手当	左記業務の従事者	し尿に直接身体的接触を伴う業務	0 千円	日額400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	3,720 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	87 千円
支給実績(29年度決算)	4,151 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	94 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円  ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	7,739 千円	266,862 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度月額27,000円	同じ	—	1,700 千円	340,000 円
通勤手当	交通機関利用 限度月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820~25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000~24,500円	5,574 千円	146,684 円
管理職手当	部長 82,200円~117,000円 次長 66,400円~88,500円 課長 51,900円~72,700円	同じ	—	2,299 千円	766,333 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間当たりの給与の100分の25	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額(最高部長級12,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月~3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ	—	3,334 千円	72,478 円